

令和7年度第3回国民健康保険運営協議会 会議録

1. 日 時 令和8年2月16日（月） 13時30分～14時30分

2. 場 所 本庁舎4階 会議室4-3、4-4

3. 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 諮問（副市長から会長へ諮問書を手交）

5 会議録署名者の指名（→白木委員、篠田委員を指名）

6 協議事項

議題1 令和8年度国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）について

議題2 各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

7 その他

4. 出席委員

被保険者代表	保険医・保険薬剤師代表	公益代表	被用者保険等代表
伊藤 貴美子 高木 玲子 可兒 正則 篠田 好充	酒井 聡 白木 慶憲	橋本 康代 井奈波 智之 田上 博幸	

5. 欠席委員

永井 弘文、山田 英樹、平野 華織、山西 ゆかり

6. 事務局職員

副 市 長	磯 谷 均
市民生活部長	森 田 起 宇
医療保険課長	尾 関 裕 孝
係 長	木 野 村 進
主 査	戸 張 香 織
専門事務職員	磯 谷 伊 久 雄

7. 議 事 録

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度第3回各務原市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、全委員13名中、本日は9名の御出席をいただいております。永井様、山田様、平野様、山西様の4名はご欠席です。

よって各務原市国民健康保険条例施行規則第3条第4項の規定にあります必要人数の「委員の過半数」に達しておりますので、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、橋本会長よりご挨拶いただきます。

○会長

(橋本会長よりあいさつ)

○事務局

橋本会長ありがとうございました。

続きまして、磯谷副市長がごあいさつ申し上げます。

○副市長

(磯谷副市長よりあいさつ)

○事務局

続きまして、「4.諮問」に入ります。副市長より、会長に諮問書を手交させていただきます。

恐れ入りますが、お二人はご起立願います。

(副市長が会長のもとに行く)

諮問内容は、「1. 令和8年度国民健康保険事業特別会計の当初予算(案)について、
2. 各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」でございます。

それでは、副市長、諮問書を、会長にお渡しください。

(副市長より会長へ諮問書を手交。各委員に対して諮問書写しを配布)

副市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(磯谷副市長退席)

それでは協議事項に入っていきたいと思います。議長については、国保条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により、会長にお願いすることになっております。

橋本会長、よろしくお願いいたします。

○会長

本日も、皆様のご協力によりまして、議事がスムーズに進行いたしますよう、よろしくお願いいたします。それでは次第に従い、順次進めさせていただきます。

それでは、次第「5.会議録署名者の指名」に入ります。

本日の会議録の署名者を、私から指名させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

本日の会議録署名者は、保険医・保険薬剤師代表の白木慶憲委員と被保険者代表の篠田好充委員のお二人にお願いいたします。

それでは、次第「6.協議事項」に入ります。

初めに、「令和 8 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算(案)について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは、「議題 1、令和 8 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算(案)について」説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

会議資料の 2 ページ 3 ページをお願いします。

はじめに、令和8年度国民健康保険事業特別会計の当初予算概要についてご説明いたします。令和 8 年度の本会計当初予算額は、総額 128 億 3,063 万 5 千円となり、前年度と比較して 3 億 1,383 万 5 千円(2.39%)の減額となっています。

予算の主なポイントは次の 2 点です。

まず、被保険者数および保険給付費の動向について申し上げます。被保険者数については、近年の傾向と同様に減少が続いており、前年度比 4.5%減として算出いたしました。これに伴い、保険給付費の総額も前年度比 2.99%、約 2.7 億円の減額を見込んでおります。

一方で、少子高齢化の進展や医療技術の高度化を背景に、受診 1 件あたりの単価は上昇を続けています。加えて、令和 8 年度の診療報酬改定では、物価高騰への対応や賃上げの実施などを目的として、12 年ぶりとなるプラス改定が行われました。

このように、社会全体で医療費負担が増加する中、本市においても 1 人当たりの保険給付費は増加傾向にあり、前年度比 2.07%増を見込んでおります。

次に保険料の設定と今後の運営方針についてです。被保険者数の減少と一人当たり医療費の増加という構造的な課題により、一人当たりの保険料負担増が避けられない状況にあります。

令和 8 年度予算の策定に当たっては、急激な負担増を緩和するため、前年度と同様に剰余金を活用して保険料の抑制を図りました。その一方で、持続可能で安定した国保運営を行うため、岐阜県が示す「標準保険料率」への段階的な移行を進めております。令和 8 年度は、前年度より 6,300 円増額の 1 人当たり 12 万 5,512 円となる保険料額を予算計上しました。

なお、今後も「標準保険料率」での運営に移行するまでは、毎年度一定額の増額をお願いする形となりますが、令和 10 年度には標準保険料での運用に移行する見通しです。

それでは歳入から説明させていただきます。2ページをお願いいたします。

1 款、国民健康保険料の総額は 26 億 4,513 万円で、前年度比プラス 0.17%、451 万円の増額となっています。大きな変更点といたしましては、「子ども・子育て支援金制度」の創設への対応として国民健康保険料の算定項目に「子ども・子育て支援納付金」が新たに追加されました。本制度は、少子化対策として社会全体で子育てを支えるため、公的医療保険を通じて支援金を分担するものです。予算額 6,022 万 4 千円を計上しています。

こちらの「子ども支援分」を含めて、1 人当たり保険料が 6,300 円増額となる予算となっています。

2 款、使用料及び手数料 30 万 1 千円は、国民健康保険料等の督促手数料です。前年度比

マイナス 69.96%、70 万 1 千円の減額となっています。こちらは令和 8 年 4 月より督促手数料が廃止となることから、大幅な減額での予算計上となっています。

3 款、国庫支出金 5 万円は、マイナンバーカードの保険証利用促進に係る費用に対する国庫補助金で、前年度と同額を計上しています。

4 款、県支出金 89 億 2,797 万円は、岐阜県からの交付金です。前年度比マイナス 2.25%、2 億 548 万 9 千円の減額となっています。交付金の主なものといたしましては、歳出 2 款、保険給付費の実績に対して交付される普通交付金 87 億 2,663 万円で、県支出金の約 98%を占めております。

5 款、財産収入 200 万円は、国民健康保険財政調整基金に係る利子収入です。前年度比プラス 73.91%、85 万円の増額となっています。こちらは金利の上昇に伴い、大幅な増収を見込んでいます。

6 款、繰入金 11 億 4,218 万 4 千円は、一般会計からの繰入金です。前年度比マイナス 8.71%、1 億 900 万 5 千円の減額となっています。繰入金につきましては、低所得者や未就学児の保険料軽減措置等に対して国が定めた一定のルールに基づき繰り入れを行います。また、保険料の負担抑制を図るために財政調整基金からの繰入金も計上しております。

令和 8 年度の大きな変更点としまして、「出産育児一時金等繰入金」を廃止いたします。廃止の理由といたしましては、こちらは「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、令和 6 年 4 月から後期高齢者医療制度が出産育児一時金の一部を支援する仕組みが導入されたことにあります。

令和 6 年、7 年度は激変緩和措置として負担が 2 分の 1 に軽減されていたため、従来通り一般会計からの繰り入れを行ってまいりました。しかし、令和 8 年度より当該支援の仕組みが全面施行されることに伴い、一般会計からの繰り入れを廃止することとなりました。これにより、今後の出産育児一時金については、保険料と後期からの支援金によって賄われることとなります。この仕組みは、全保険者が統一の仕組みとなっております。

7 款、繰越金 1 億円は、令和 7 年度からの繰越見込み額を計上しています。

8 款、諸収入 1,300 万円は、保険料の延滞金、交通事故等による損害賠償金などです。前年度比マイナス 23.53%、400 万円の減額となっています。こちらは被保険者数の減少に伴い、対象者が減るために減額となっております。

次に、歳出について説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

1 款、総務費 9,271 万 1 千円は、国民健康保険事業の事務的経費で、前年度比マイナス 10.17%、1,049 万 7 千円の減額となっております。大きな減額の要因といたしましては、資格確認書等の郵送を簡易書留から特定記録に変更したこと、被保険者数の減少に伴う減額となります。また、会計年度任用職員の給与等が 2 名分 8 年度から減額となっているのが理由となっております。

2 款、保険給付費 87 億 3,463 万円は、被保険者の医療受診に係る保険者負担分のほか、葬祭費や出産育児一時金などの給付に係る経費で、前年度比マイナス 2.99%、2 億 6,915 万 9 千円の減額となっています。

3 款、国民健康保険事業費納付金 36 億 1,723 万 8 千円は、岐阜県全体の保険給付費を賄うため、岐阜県から示された納付額を納付するもので、前年度比マイナス 0.76%、2,784 万 8 千円の減額となっています。大きな変更点といたしましては、保険料と同様に「子ども・子育て支援金制度」の創設への対応として、算定項目に「子ども・子育て支援納付金」が新たに追加され、8,210 万 1 千円を計上しています。

4 款、保健事業費 1 億 8,605 万 6 千円は、主に生活習慣病予防を目的とした健診事業に係る経費で、前年度比マイナス 3.29%、633 万 1 千円の減額となっています。

5 款、諸支出金 1 億円は、保険料の過誤納還付金や県支出金の返還金等で前年度と同額の 1 億円を計上しています。

最後に、6 款、予備費です。予備費につきましても、前年度と同額の 1 億円を計上しています。

以上で、「令和 8 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算(案)」についての説明を終わります。

○会長

説明ありがとうございました。

ただいまの議題 1 について、何か質問、ご意見はございますか。

はい、どうぞ、伊藤委員さん。

○伊藤委員

はい。2 款の使用料及び手数料で、督促手数料が令和 8 年 4 月から廃止といわれたのですが、もう督促手数料は取らないということですか。税金なども同様ですか。

○事務局

はい、税金も同様です。条例でそのように制定して、各務原市全体として統一的に見直して決定しております。令和 8 年 3 月までは条例上の規定があって 100 円をいただいていたのですが、金融機関の事務効率化によりその確認が難しくなっており、公平性の観点からも全体で 0 円にしたほうがよいということで、令和 7 年度に調整会議を行いまして、統一的に全ての督促手数料を 0 円にする条例改正を行いました。来年度からは、督促状は法令上送らないといけないため送りますが、督促手数料は取りません。県内でも、岐阜市なども同様の対応をとられています。

○伊藤委員

もうひとつ、出産育児一時金の繰入金がないと言われました。今後は保険料と後期高齢者からと言われましたが、私たちの保険料が財源になるということですか。

○事務局

はい。出産育児一時金の一部を後期からの支援金で賄う、今までは保険料と一般会計からの繰り入れですので、地方財政措置で補っていたものを、その税ではなくて、後期からの支援金で賄っていくという制度に令和 6 年度から変わっています。令和 6 年度、7 年度は激変緩和措置の関係で後期からの支援金が 2 分の 1 でしたが、令和 8 年度からは全額負担するということになり、その関係で税金の投入ではなくて後期からの支援金と保険料だけで賄うという制度に変わります。

今、国で議論されていますが、今まで出産は保険診療ではなかったのですが、それを保険診療でやりましょうという流れになっており、今は将来に向けて段階的に制度を変更しているところでは。

○伊藤

そういうことなのですね。わかりました。

それから、基金についてですが、基金繰入金が令和 8 年度 3 億 2,800 万円とありますが、これで基金は全部で、もうないのでしょか。

○事務局

基金は、4.6 億円、ピーク時には 8.6 億円でした。過去には全部で 20 億円ほどの余剰金があったのですが、コロナウイルス感染症が流行した際などに余剰金を投入することによって保険料を抑制するなどして使用しました。また、県が示す標準保険料を取らないと赤字になるのですが、今は標準保険料と開きがある状態で標準保険料より低い保険料ですので、その赤字部分を穴埋めし保険料の抑制のために基金を利用しております。ですので、令和 10 年までに段階的に標準保険料に近づけてこの赤字になる状態を解消する必要があります。

また、今は県で国保財政の運営責任があるので、県で基金が作られているため、市で基金を持つ意味が非常に少なくなっています。ですので、緊急時のために 2 億円程度は残るように基金も含めた計算をし、保険料の急激な増加を抑制しながら標準保険料に近づけていけるよう調整しております。

○伊藤委員

いろいろとすみませんでした。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。その他ございませんか。

ないようですので、先ほど諮問を受けました、議題 1「令和 8 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算(案)について」は、承認ということよろしいでしょうか。

(委員が「異議なし」と頷く)

ありがとうございました。

では次に、議題2「各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい、それでは議題2「各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」説明させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

当該条例は「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。主な改正内容といたしましては、3点ございます。

1 点目は、「子ども・子育て支援金制度」の創設への対応です。先ほどの令和8年度予算（案）でも触れましたが、本制度は、少子化対策として社会全体で子育てを支えるため、公的医療保険を通じて拠出金や支援金を分担するものです。これに伴い、国民健康保険料の算定項目に「子ども・子育て支援納付金」が新たに追加されることから、保険料率や賦課限度額等に関する規定を整備するものでございます。

一番下の表をご覧ください。表にありますとおり、保険料は1人当たり月額250円、年間で3千円、1世帯当たりでは月額350円、年額4,200円程度となる見込みでございます。

5 ページをお願いいたします。

2 点目は、保険料の賦課限度額の改定です。高所得層に、より多く負担をいただくことで、中間所得層の負担軽減を図るため、医療分の賦課限度額を66万円から67万円に引き上げるものでございます。

3 点目です。3 点目は、低所得世帯に対する保険料軽減判定基準の改定です。物価や所得水準の上昇により軽減対象から外れる世帯が出ないように、経済動向を踏まえて判定基準額を引き上げます。具体的には、5割軽減の判定に用いる金額を1人当たり30万5千円から31万円に、2割軽減を56万円から57万円にそれぞれ改定するものです。

以上で「各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」の説明を終わり

ます。よろしくお願いいたします。

○会長

はい、説明ありがとうございました。

ただ今の議題について、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

どうでしょうか、ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、先ほど諮問を受けました議題 2「各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」は承認ということでよろしいでしょうか。

(委員が「異議なし」と頷く)

はい、ではありがとうございました。協議会の意見として、この議案については妥当として意見を取りまとめることといたします。答申文につきましては、私に一任願えますでしょうか。

(委員が「異議なし」と頷く)

それでは、答申文を作成させていただき、私が代表して答申文を市長へ提出することにいたします。

次に、「7.その他」ですけれども、折角の機会ですので、何か委員の皆様からございましたらお願いいたします。

特にいらっしゃらないようですので、本日の議事はすべて終了いたしました。事務局にお返しいたします。

○事務局

橋本会長、ありがとうございました。

最後に事務局から 1 点ご連絡させていただきます。次回の運営協議会につきましては、5 月下旬頃を予定しております。こちらにつきましては、保険料率の決定ということでご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。日時等決まりましたら、また改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の協議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。